

議案第 17 号

和光市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

和光市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（園路及び広場） 第 3 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号。以下「令」という。）第 3 条第 1 号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5)（略） (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第 11 条第 2 号に規定する点状ブロック等及び令第 22 条第 2 項第 1 号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7)（略）	（園路及び広場） 第 3 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号。以下「令」という。）第 3 条第 1 号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5)（略） (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第 11 条第 2 号に規定する点状ブロック等及び令第 21 条第 2 項第 1 号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7)（略）

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、引用条文について条ずれが生じるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。